

大気汚染防止法・条例・諸外国の制度におけるVOC排出抑制対象施設

1 大気汚染防止法（指定物質の規制対象施設）

指定物質	排出施設			抑制濃度基準		
	種類	要件・適用除外	裾きり要件	排気ガス量	新設(mg/m3)	既設(mg/m3)
ベンゼン (ベンゼン 液濃度 60vol%以上)	乾燥施設	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	送風能力 1,000m ³ /hr	1,000m ³ /hr ~ 3,000m ³ /hr	100	200
				3,000m ³ /hr以上	50	100
	コークス炉	既存施設については、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く	原料処理能力 20t/d以上		100	100
	回収用蒸留施設	溶媒として使用したベンゼンの回収用に供するもの(常圧蒸留施設を除く)	-	1000m ³ /hr以上	100	200
	製造用脱アルキル反応施設	密閉式のもの、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く	-		50	100
	貯蔵タンク	浮屋根式(内部浮屋根式を含む)のものを除く	容量500kl以上		600	1500
原料用反応施設	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く	処理能力1t/hr以上	1,000m ³ /hr ~ 3,000m ³ /hr	100	200	
			3,000m ³ /hr以上	50	100	
トリクロロ エチレン	乾燥施設	溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるためのもの	送風能力 1,000m ³ /hr以上		300	500
	混合施設	密閉式のものを除く	混合槽の容量 5kl以上		300	500
	精製又は回収用蒸留施設	密閉式のものを除く	-		150	300
	洗浄施設		空気との接面積 3m ² 以上		300	500
テトラクロ ロエチレン	乾燥施設	溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの	送風能力 1,000m ³ /hr以上		300	500
	混合施設	密閉式のものを除く	混合槽の容量 5kl以上		300	500
	精製又は回収用蒸留施設	密閉式のものを除く	-		150	300
	洗浄施設		空気との接面積 3m ² 以上		300	500
	ドライクリーニング機	密閉式のものを除く	処理能力 30kg/回以上		300	500

2 条例

埼玉県生活環境保全条例（炭化水素類に係る指定施設）

施設	要件・適用除外	裾きり要件
貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク	貯蔵容量 500kl以上
給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク	タンクの貯蔵容量の合計 27kl以上の事業所
出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンク	タンクの貯蔵容量の合計 1,000kl以上の事業所
ドライクリーニング用乾燥機	炭化水素類等をドライクリーニング溶剤として使用するすべての洗濯機	定格能力の合計 23kg以上
製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く）を製造する設備のうち、炭化水素類等のろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備	定格容量 180l以上
使用施設	物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。以下この項において同じ。）を使用する以下の施設 一 塗装の用に供する施設 （塗装、乾燥又は焼付けを行う施設をいう。） 二 印刷の用に供する施設 （印刷、乾燥又は焼付けを行う施設をいう。） 三 接着の用に供する施設 （接着又は乾燥を行う施設をいう。） 四 その他の施設で、洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合又は反応を行うもの（炭化水素類等の製品を製造する施設のうち、炭化水素類等のろ過、混合、攪拌又は加熱を行う施設を除く。）	最大使用量の合計 500kg/d以上の施設 又は最大使用量の合計 5,000kg/month以上の事業所

大阪府生活環境の保全等に関する条例（炭化水素類に係る届出施設）

施設	要件・適用除外	裾きり要件
貯蔵施設	揮発性の高い有機化合物を貯蔵するものに限る。ただし、温度が摂氏15度で圧力が1気圧の状態において気体状の有機化合物を貯蔵するものを除く。	貯蔵容量 50kl以上
出荷施設	燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込むものに限る。	
燃料小売業の用に供する地下タンク		貯蔵容量合計 30kl以上の事業場
ドライクリーニング施設	イ クリーニング施設（洗濯、脱液及び乾燥を同一の機械で行うものに限る。） ロ 乾燥施設	1回の洗濯能力 30kg以上の事業場
溶剤洗浄施設	揮発性の高い有機化合物を使用するものに限る。	洗浄槽の液面面積 0.5m ² 以上
製造施設	揮発性の高い有機化合物を使用し、又は生成するものに限る イ 反応施設 ロ 合成施設 ハ 重合施設 ニ 分解施設 ホ 精製施設 ヘ 晶出施設 ト 蒸留施設 チ 蒸発施設 リ 濃縮施設 ヌ 乾燥施設（物の塗装、印刷又は接着の用に供するものを除く。） ル 抽出施設 ヲ 混合施設	施設容量 200l以上
塗装施設	吹付塗装施設	排風機能力 100m ³ /min以上
	乾燥・焼付施設	排風機能力 10m ³ /min以上
印刷施設	グラビア印刷に係る乾燥施設	シリンダー幅が1,000mm以上のグラビア印刷機を2台以上有する工場
	金属板印刷（塗装工程に限る。）に係る乾燥・焼付施設	排風機能力 10m ³ /min以上
	オフセット輪転印刷（ヒートセット型に限る。）に係る乾燥施設	排風機能力 10m ³ /min以上
接着乾燥施設		排風機能力 10m ³ /min以上

3 諸外国の制度

米国（大気清浄法）

施設		要件・適用除外	裾きり要件
合成有機化合物製造業	製造工程		年間生産量 1,000t以上 等
	蒸留工程	タール生産のための石炭の乾留、アルコール飲料の醸造およびVOC成分を使用、含有、製造しない工程は除外 等	
	反応工程	連続生産を行わずバッチ操作を行う施設等は適用除外	年間生産量 1,000t以上 等
	空気酸化工程	連続生産を行わずバッチ操作を行う施設、排気が回収システムにつながれている施設等は適用除外	年間生産量 1,000t以上 等
	高分子製造業		年間生産量 1,000t以上 等
	ゴムタイヤ製造業		なし
	合成繊維製造業		年間生産量 500t以上 等
ガソリン	石油及びVOC貯蔵タンク		貯蔵量 151,416l 以上 等
	バルクガソリンターミナル		なし
	石油精製施設		なし
	天然ガス液化プラント		なし
塗装	金属コイルの表面塗装		なし
	自動車・軽トラックの表面塗装	プラスチック車体塗装は除外	
	金属家具表面塗装		年間使用量 3,842l以上
	大型家電製品の表面塗装		なし
	飲料用缶表面塗装		なし
	事務機器プラスチック部品表面塗装		なし
溶剤	ポリマーコーティング	VOCの重量濃度が5%以下の水系コーティング剤を調製、使用している施設は除外	
	磁気テープコーティング		年間溶剤使用量 38m3以上
	感圧テープ、感圧ラベル表面コーティング		年間溶剤使用量 45t以上
印刷	柔軟ビニル・ウレタンの塗装・印刷		なし
	グラフィックアート印刷		なし
クリーニング	石油系ドライクリーニング		乾燥機の規格容量 38kg以上

E U

- ・ ガソリンの貯蔵及びターミナルからガソリンスタンドまでの流通によるVOCの放出抑制に関する理事会指令

工 程	裾きり要件(年間取扱量)
油槽所における貯蔵施設	なし
油槽所における可動式コンテナによる充填及び排出	新設施設(離島のみ):5000t/年以上
可動式コンテナ	既存のコンテナは適用除外
給油所における貯蔵施設への充填	100m ³ (特定の場所は500m ³)

- ・ 特定の活動及び設備における有機溶剤の使用によるVOC放出の抑制のための理事会指令

工 程	裾きり要件(年間取扱量)
熱処理織物オフセット印刷	15t/年
出版物用輪転グラビア	25t/年
他の輪転グラビア、フレキシソグラフィー、回転スクリーン印刷、ラミネート化又はワニスの塗布の設備	15t/年
繊維又はボール紙用回転スクリーン	30t/年
表面洗淨	1t/年
その他の表面洗淨	2t/年
車両の塗装	15t/年
車両の塗り替え	0.5t/年
コイルの塗装	25t/年
金属、プラスチック、繊維、織物、フィルム及び紙を含む他の塗装	5t/年
巻きワイヤの塗装	5t/年
木質の表面塗装	15t/年
ドライクリーニング	なし
材木への注入	25t/年
皮革の塗装	10t/年
織物の製造	5t/年
木材及びプラスチックのラミネート	5t/年
接着剤の塗布	5t/年
塗装用複数成分化学品、ワニス、インキ及び接着剤の製造	100t/年
ゴムの転化	15t/年
植物油、動物性油脂の抽出、植物油の精製活動	10t/年
医薬品の製造	50t/年
自動車塗装(新車)	15t/年
トラックキャビンの塗装(新車)	15t/年
バン及びトラックの塗装(新車)	15t/年
バスの塗装(新車)	15t/年